



総社市若年がん患者妊孕性温存治療助成金給付事業

将来子どもを産み育てることを望む若年がん患者の方が、がん治療開始前に生殖機能を温存することで、将来に希望を持ってがん治療に取り組むことができるよう、妊孕性温存治療に要した費用の一部を助成します。

【助成の対象となる方】（次の要件をすべて満たす方）

- ① がんと診断された日から妊孕性温存治療終了日において、本市に住所を有する方
- ② 妊孕性温存治療開始日における年齢が 40 歳未満の方
- ③ 「がん治療により生殖機能が低下又は失う可能性がある」と医師に診断された方
- ④ 給付対象の妊孕性温存治療に対して、本市や他の地方公共団体から助成等の給付を受けていない方

【助成の対象となる治療・医療機関および助成上限額】

- ① 妊孕性温存治療に要する費用のうち、医療保険適用外費用が対象となります。
※入院費や入院時の食事代等治療に直接関係のない費用は除きます。
- ② 対象者 1 人につき 1 回限りとします。
※体調不良などにより、妊孕性温存治療を中止した場合も給付対象となります。

対象治療	対象医療機関	助成上限額
精子の採取凍結	がん治療主治医から紹介を受けた医療機関	5万円
手術を伴う精子の採取凍結		25万円
卵子、卵巣組織の採取凍結、 卵子の採取及び胚（受精卵） の凍結	公益社団法人日本産婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関（裏面参照）	40万円

【申請について】

妊孕性温存治療終了日又は医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日から6か月以内に、次の書類をそろえて、健康医療課へ申請してください。

- ① 総社市若年がん患者妊孕性温存治療助成金給付申請書（様式第1号）
- ② 総社市若年がん患者妊孕性温存治療助成金給付申請に係る証明書（様式第2号）
- ③ 妊孕性温存治療に係る医療機関発行の領収書及び診療明細書

【問い合わせ・申請先】

【公益社団法人日本産婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子，胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関】

県内指定医療機関一覧（令和5年3月31日現在）

指定医療機関の名称	所在地	電話番号
岡山大学	岡山市北区鹿田町 2-5-1	086-223-7151
三宅医院	岡山市南区大福 369-8	086-282-5100
岡山二人クリニック	岡山市北区津高 285-1	086-256-7717
倉敷中央病院	倉敷市美和一丁目 1-1	086-422-0210



【診断から助成金給付申請までの流れ】

- ① がん治療実施医療機関を受診
がん治療を開始する前に，主治医から妊孕性温存治療について十分説明を受けてください。
 - ② がん治療実施医療機関が，妊孕性温存治療実施医療機関を紹介
 - ③ 妊孕性温存治療実施医療機関を受診
 - ④ 妊孕性温存治療の実施
 - ⑤ 妊孕性温存治療の終了★
 - ⑥ がん治療実施医療機関で，がん治療の開始
- ★妊孕性温存治療の終了日から6か月以内に，総社市健康医療課へ助成金給付申請をしてください。